

AFTC Consumer Report Vol.29

コンシューマー・レポート -2013年12月-

「AFTC コンシューマー・レポート」は、公取協で受付けた消費者からの相談の受付状況や相談においてみられる問題点、及び消費者関連の事業等について、皆様に情報としてご提供しています。

トピックス

○最近、購入した中古車の「修復歴」に関する相談が増えています。修復歴については、その有無を購入者に伝えるだけでなく、その部位について説明することも重要です。事業者の皆様は、購入者へ車両の状態に関する情報を十分に提供するよう、心がけてください。

・トラブル事例や未然防止のための販売店の注意点については、次ページを参照ください

□発行：一般社団法人 自動車公正取引協議会

Automobile Fair Trade Council

消費者関連部

□お問合せ：03-5511-2111(代表)

中古車の「修復歴」に関する相談(伝えられた部位以外にも修復歴があった)

最近、公取協の相談室には、中古車の修復歴に関する相談が増加しています。ここでは、実際にあった相談事例をもとに、その考え方を解説します。

トラブル事例

リアに「修復歴有」と表示されていた中古車を購入したが、フロントにも修復歴があることが判明した

先月、「修復歴有」と表示されていた中古車を購入した。契約の際は、リアに修復歴があると説明を受けた。1週間後、修復歴について不安だったので、念のため知り合いの業者に車を見てもらったところ、フロントにも修復跡があることが判明した。販売店にそのことを伝えたが、「修復歴があることは伝えたのだから、問題はない。」と言われた。知り合いの業者からは、フロントにも修復歴があれば、大きく価値が下がると言われた。納得がいかないなので、キャンセルしたい。

問題点 及び 必要な対応

- ①販売時に修復歴の部位について、適切な説明(実際にはフロントにも修復歴有)をしていない
⇒車両に修復歴がある場合には、プライスボード及びコンディションノート等の書面により「修復歴がある旨 及び 修復歴の部位」について表示するとともに、商談時には説明をする
- ②購入者に「修復歴がある旨」及び「修復歴の部位」を表示したコンディションノート等の書面を渡していない
⇒「修復歴がある旨」及び「修復歴の部位」を記入した書面を購入者に交付する

事例についての解説

修復歴は、そのクルマの価値や車両状態を図る重要な要素であることから、一般消費者がそのクルマを購入するかどうかの重要な判断基準であると言えます。

このケースでは、購入者は「修復歴がある旨」の説明は受けてはいますが、その部位等について間違った説明がなされており、修復歴について十分な説明を受けたことにはなりません。説明を受けた部位だけでなく、別の部位にも修復歴があれば、その車両の価値は大きく変わる可能性がありますので、民法の法律要素の錯誤(錯誤無効)、また、消費者契約法の不利益事実の不告知等に該当すると考えられ、契約解除が認められると考えられます。したがって、販売店は購入者からの契約解除の申し出に応じる必要があります。

会員の皆様におかれましては、上記のようなトラブルを起こさないよう、車両のチェック、及びプライスボード並びにコンディションノート等の書面表示の徹底により、車両状態をお客様に十分に伝えて販売するよう、注意してください。

○コンディションノートについての詳細は[こちら](http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/chuuko/hinshitsu.html)(<http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/chuuko/hinshitsu.html>)をご覧ください。